

令和 4 年度ゆりのき保育所募集要項

- 1 入所期間 令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 3 1 日
- 2 利用者 保護者である職員（本法人の役員及び本法人と雇用関係のある者）
- 3 対象乳幼児 利用者の勤務又は疾病等の事由により、その監護すべき乳幼児の保育に欠ける（家庭で保育できない）ことが明らかな乳幼児。

※原則として、入所までに公益社団法人日本小児科学会が推奨するスケジュールに沿って、当該乳幼児が接種可能である予防接種をすべて受けていること、集団保育が可能であることが入所の条件となります。

（日本小児科学会が推奨する予防接種スケジュール

http://www.jpeds.or.jp/uploads/files/vaccine_schedule.pdf）

4 募集定員

月極め保育		一時保育定員（※）
0 歳	2 1 人	2 0 人
1 歳	2 7 人	
2 歳	2 7 人	
3 歳以上就学前	3 5 人	
計	1 1 0 人	

※月極め保育の定員に空きがある場合のみ一時保育の利用が可能となります。

- 5 応募期限 令和 4 年 1 月 1 4 日（金） 1 7 時（必着） 締切厳守
- 6 応募方法 以下の書類を「7 応募書類提出先」へ応募期限までにご提出（郵送、学内メール便又は持参）ください。電子メールでは受け付けておりません。

（全員提出）※令和 3 年度以前から入所しており、令和 4 年度も継続して入所を希望される方も入所申込みが必要です。

- ①入所申込書（様式 1）
- ②重要事項確認チェックシート（様式 1-1）
- ③予防接種の実施状況が分かる書類（例：母子健康手帳の写し等）

（なお、母子健康手帳等の写し等には、全ページに乳幼児氏名を記名願います。また、これから出産予定の方又はまだ予防接種を行っていない方は提出不要です。）

（該当する場合提出）

- ・一時保育での申込者 保育所一時保育登録申込書（様式 2）
- ・新規採用予定者又は雇用契約更新予定者 雇用予定期間が記載された令和 4 年度の採用予定証明書

※応募期限までに提出できない場合は、後日提出していただくことも構いません。その場合でも、2月10日までにご提出ください。採用予定部署から組織・職員課に直接提出していただくことも可能です。

7 応募書類提出先

医療従事職員以外の職員	総務部組織・職員課労務担当 (本部棟7階、電話：2125)
医療従事職員(※)	病院総務部総務課労務係 (附属病院けやきアネックス棟3階、電話：3517) ※耐震改修工事のため、令和4年秋頃までけやきアネックス棟に移転しています。

※附属病院において医療に従事する職員及び診療科に属する医学系の教員。

8 選考方法 厳正なる審査の上、入所者を決定します。結果については2月20日前後にお知らせとなる予定です。

※募集定員を上回る応募があった場合は、抽選となることがあります。

9 保育料金等 令和4年度入所のしおりをご覧ください。

10 保育時間 令和4年度入所のしおりをご覧ください。

11 保育委託業者

保育業務は、以下の保育業者が行います。

ライクアカデミー株式会社

東京都渋谷区道玄坂1-12-1 渋谷マークシティ17階

TEL: 03-6431-9966 FAX: 03-6431-9974

URL: <https://www.like-kn.co.jp/academy/>

12 その他

- ・提出書類は必ず最新の様式をご使用ください。古い様式をご利用の場合、再度ご提出をお願いすることがあります。
- ・応募期限後も随時入所申込を受け付けますが、入所準備の都合等により、利用開始がご希望日以降となる可能性がありますのであらかじめご了承ください。
- ・他の保育所に入所する等の理由により、ゆりのき保育所への入所を辞退する場合は、応募書類提出先に辞退届をご提出ください。
- ・ゆりのき保育所は、幼児教育・保育の無償化の対象施設に認定されており、対象者の保育料は無償化されます。ゆりのき保育所における無償化の扱いについては、ゆりのき保育所入所のしおりをご覧ください。
- ・保育所の詳細については、ゆりのき保育所入所のしおり、保育施設規則及び保育施設運営細則をご確認ください。
- ・公益社団法人日本小児科学会が推奨するスケジュールに沿った予防接種について、接種可能である予防接種を接種されず、保育所からの接種のご案内を受けて、なお理由なく実施いただけない場合には、集団保育になじまないものと判断させていただくこととなります。

- ・ 集団保育が難しいと判断された場合には、入所できない場合があります。乳幼児の発達等に不安がある場合は、事前に乳幼児を同伴しての見学をおすすめします。
- ・ 既入所乳幼児の保護者である親が、当該乳幼児以外の子の育児休業を開始した場合における取扱いは以下のとおりとなります。

- ① 当該育児休業開始日の属する年度の末日まで、既入所乳幼児の継続利用を可能とします。
- ② 当該育児休業開始日の属する年度の翌年度については、既入所乳幼児の年齢区分が1歳児以上となる者であって、保育定員数に空きがある場合に限り、当該既入所乳幼児の利用を可能とします。

※育児休業取得後も継続して令和4年3月まで入所していた乳幼児については、利用申請は可能ですが、定員に空きがある場合のみ利用が可能となります。

※また、令和4年度中に育児休業取得予定の方は、入所申込書に予定期間をご記入願います。